

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 7 月 28 日

丹波市長 林 時彦

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	市島町梶原	令和 4 年 7 月	令和 4 年 7 月

1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	42.8 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	23.9 ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	1.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.9 ha
(備考)・現在進行中でもある麦・豆類への転換作物を活性化し輪作体系を整えていく。	アンケート回答割合 (②/①)
	55.8 %

2. 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none">・農地の集約化にあたり基盤整備の必要な区画もあり、個人負担等解決できない問題がある。・コウノトリの巣塔を設置したが巣づくりに至っておらず、ビオトープの設置などを検討したいが水路の問題があり冬期湛水に取り組めない。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none">・協議会が主となり農地の貸借相談を受け付け、耕作の効率化を考え集約的な農地貸借を整えていく。・農業経営を引退する農業者の圃場は、出来るだけ間を空けず中心経営体に貸し付ける。

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	中心経営体	14 経営体
----	-------	--------

4. 3 の方針を実現するために必要な取組に関する方針 (任意記載事項)

<ul style="list-style-type: none">・転換作物である麦・豆類の栽培を地区内で推奨し輪作体系を整える。・輪作を導入することにより、農薬・肥料に依存しない有機農業の推進を図る。
